

していけいかくそうだんしえん じゅうようじこうせつめいしよ
指定計画相談支援 重要事項説明書

しやかい ふくし ほうじん けいせん かい けいせん かい ちいき せいかつ しえん い か
社会福祉法人恵泉会 恵泉会地域生活支援センター（以下、センター）
とあなたが話し合い、サービス等利用計画をつくり、サービス等をつけて
利用できるようにするために、あなたに大事なことを説明します。

ここに書かれていることは、センターと指定計画相談支援の約束を結ぼうと思っている
方へ、社会福祉法第 76 条と第 77 条を守り、センターの紹介やセンターで行う
相談支援の内容、約束する上でご注意いただきたいことを説明するものです。

センターでは、あなたに対して障害者総合支援法に基づく
指定計画相談支援によるサービスを行います。

このサービスは、市町村から指定計画相談支援の支給決定を受けた方が
利用できます。

もくじ	
1. センターの代表	2
2. センターの自己紹介	2
3. センターのあいている日・時間	2
4. センターが働くところ	3
5. サービスを行う相談支援専門員	3
6. サービスの記録	3
7. 苦情を聞きます	4

しやかい ふくし ほうじん けいせん かい けいせん かい ちいき せいかつ しえん
社会福祉法人恵泉会 恵泉会地域生活支援センター
とう とめし していとくていそうだんしえんじぎょうしや
当センターは登米市より指定特定相談支援事業者の
指定を受けています。
(とめし してい 0 4 3 1 2 0 0 0 2 1)
登米市 指定

1. センターの代表 だいひょう

なまえ	しゃかい ふくし ほうじん 社会福祉法人 けいせんかい 恵泉会
ところ	みやぎけん 宮城県 とめし 登米市 はさまちやう さぬま あざ えあい 迫町 佐沼字江合 ちやうめ 3丁目 ばんち 16番地 2
でんわ	0 2 2 0 - 2 2 - 1 1 6 0
だいひょう 代表する人 ひと のなまえ	りじ 理事長 まつざか 松坂 かつし 勝司
はじまった月日 がつび	しやうわ 昭和 ねん 48年 がつ 5月 にち 21日

2. センターの自己紹介 じこ しょうかい

しごとの種類 しゅるい	してい とくていそうだん しえん じぎやうしよ 指定特定相談支援事業所 とめし 登米市 ごう 0431200021 号
なまえ	けいせんかい 恵泉会 ちいき 地域 せいかつ 生活 しえん 支援センター
ばしょ	みやぎけん 宮城県 とめし 登米市 なかだちやう うわぬま あざおおやなぎ 中田町上沼字大柳 1 1 7 - 2
でんわ	0 2 2 0 - 2 1 - 1 0 1 1
かんり 管理する人 ひと のなまえ	かんり 管理者 (専任・兼任)
はじまった月日 がつび	へいせい 平成 ねん 18年 がつ 10月 にち 1日
その他のしごと ほか	とめし 登米市 しやうがいしやそうだん しえん じぎやう 障害者相談支援事業 していしやうがい じそうだん しえん じぎやう 指定障害児相談支援事業 してい ちいきそうだん しえん じぎやう 指定地域相談支援事業 みやぎけん はつたつしやうがいしや ちいき しえん 宮城県発達障害者地域支援マネージャー配置事業 みやぎけん しやうがい じとうりやういく しえん じぎやう 宮城県障害児等療育支援事業 しやうがいしや しゆうぎやう せいかつ しえん じぎやう 障害者就業・生活支援事業

3. センターのあいている日・時間 ひ じかん

あいている日 ひ	へいじつ 平日 (月～金曜日)・ にちやうび 日曜日 (年末年始はのぞく) ※行事などで土曜日をあげ、日曜日をしめることがあります。
あいている時間 じかん	へいじつ 平日 (月～金曜日) 8 : 3 0 ～ 1 8 : 1 5 にちやうび 日曜日 8 : 3 0 ～ 1 7 : 1 5
よるとお休みの日 やすみ ひ	0 2 2 0 - 2 1 - 1 0 1 1 に電話すると、 センターの携帯電話につながります。

4. センターが^{はたら}働くところ 登米市^{とめし ぜんたい}全体

5. サービスを^{おこな}行う相談支援専門員

サービスを行うとき、担当の相談支援専門員を決めます。

担当の相談支援専門員が替わるときは、あらかじめあなたにお話しするとともに、サービス利用上あなたと家族などが困らないように十分気を付けます。

相談支援専門員についてお気づきの点やご意見がありましたら、センターに気軽に話してください。

6. サービスの記録(契約書の第9条の4を見てください。)

センターでは、あなたの記録や情報を大事に整理してとっておきます。

あなたから求められたときは、記録の内容をあなたへお見せします。

(コピー代を払っていただければコピーもします。)

記録をとっておく期間は、指定計画相談支援によるサービスを行った日から5年間です。

* センターにある記録については次のとおりです。

(1) サービス等利用計画

(2) アセスメントの記録

(3) サービス担当者会議などの記録

(4) モニタリング結果の記録

(5) あなたの介護給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項

(6) あなたからの苦情の内容などの記録

(7) 事故の状況と事故の対応についての記録

* 記録を見たり、コピーできる時間はセンターがあいているときです。

7. 苦情を聞きます。（契約書第14条を見てください。）

（1）センターへの苦情の受付及びサービス利用などのご相談

サービスについての苦情や意見、サービス利用に関するご相談は、次に書いてある窓口で受け付けます。

< 苦情受付窓口 [管理者] >
< 苦情解決責任者 [施設長] >
< 受付時間 毎週月曜日～金曜日 平日 8：30～18：15 >

（2）市町村その他不満を受け付けるところ

とめし ふくし じむしょ 登米市福祉事務所 せいかつ ふくし か 生活福祉課 しょう ふく し がかり 障がい福祉係	ところ とめし みなみかたちょう しんたか いしうら ばんち 登米市 南方町 新高石浦 1 3 0 番地 でんわ 0 2 2 0 - 5 8 - 5 5 5 2 F A X 0 2 2 0 - 5 8 - 2 3 7 5
みやぎけん うんえい てきせい か いいん かい 宮城県運営適正化委員会	ところ せんだいし あおぼく ほんちよう ちようめ ばん ごう 仙台市青葉区本町 3 丁目 7 番 4 号 (みやぎけん しやかい ふくし きよう ぎかい ない 宮城県社会福祉協議会内) でんわ 0 2 2 - 7 1 6 - 9 6 7 4 F A X 0 2 2 - 7 1 6 - 9 2 9 8

れい わ ねん がつ にち
令和 年 月 日

し てい けい かく そう だん し えん はじ いま か
指定計画相談支援によるサービスを始めるにあたり、今まで書かれてき
た重要な説明を行いました。

【事業者住所】

みやぎけん とめし なかだちよう うわぬま あざおおやなぎ
宮城県登米市中田町上沼字大柳 1 1 7 - 2

【事業者名】

しやかい ふくし ほうじん けいせんかい
社会福祉法人 恵泉会

【管理者名】

けいせん かい ちいき せいかつ しえん かん り しや いん
恵泉会地域生活支援センター 管理者 印

せつめい しやしよくめい そう だん し えん せん もん いん
【説明者職名】 相談支援専門員 印

わたくし かみ か だいじ せつめい う
私は、この紙に書いてある大事なことをセンターから説明を受けまし
た。 私は、指定計画相談支援サービスを受けることに同意しました。

りようしや じゆうしよ
利用者 (住所)

な ま え いん
(名前) 印

りようしや じようきよう どう な ま え か りようしや
利用者は、からだの状況等により名前がうまく書けないため、利用者
本人の気持ちを確かめて、私が利用者に代わって、その署名を代筆(代理)
しました。 私はこの説明を確認しました。

だいひつしや かく にん しや
代筆者 / 確認者

じゆうしよ しよぞく
(住所または所属)

な ま え
(名前)

りようしや かん けい
(利用者との関係)